

株式会社テイルズケア
次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和7年4月1日～令和17年3月31日までの10年間

2. 内容

目標 1

育児休業を取得予定の社員及び育児休業から復職した社員に対するメンター制度を導入する。

<対策>

- 令和7年 4月～ 社員アンケート等を実施し、ニーズの調査を開始する。
- 令和8年 4月～ 運用ルールの検討、メンター選定
- 令和9年 4月～ 運用ルールの決定、メンター研修の実施制度導入、社内報などによる社員への周知

目標 2

子の看護等休暇制度を拡充する（令和7年4月改正法の内容を超える子の対象年齢の拡大、育児・介護休業法の規定を上回る日数付与、いわゆる「中抜け」（就業時間の途中から時間単位の休暇を取得し、就業時間の途中に再び戻ること）で取得できる制度など）。

<対策>

- 令和7年 4月～ 社員アンケート等を実施し、ニーズの調査を開始する。
- 令和8年 4月～ 制度内容の検討
- 令和10年 4月～ 制度の導入、社内報などによる社員への周知